

平成 28 年度大磯町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度大磯町の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,544 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,813,159 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 16 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	22,072	2,126	24,198
	1 負担金	22,071	2,126	24,197
5	繰入金	557,817	△7,670	550,147
	1 他会計繰入金	557,817	△7,670	550,147
	歳 入 合 計	1,818,703	△5,544	1,813,159

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	173,361	390	173,751
	1 下水道総務費	173,361	390	173,751
2	事業費	990,896	0	990,896
	1 下水道建設費	990,896	0	990,896
4	公債費	605,395	△5,934	599,461
	1 公債費	605,395	△5,934	599,461
	歳 出 合 計	1,818,703	△5,544	1,813,159

平成28年度

下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)に関する説明書



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	173,361	390	173,751
2 事業費	990,896	0	990,896
4 公債費	605,395	△5,934	599,461
歳 出 合 計	1,818,703	△5,544	1,813,159

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		390	0
		2,126	△2,126
		△390	△5,544
0	0	2,126	△7,670

2 歳 入

1 款 分担金及び負担金

2,126千円

1 項 負担金

2,126千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 下水道事業受益者負担金	22,071	2,126	24,197
計	22,071	2,126	24,197

5 款 繰入金

△7,670千円

1 項 他会計繰入金

△7,670千円

1 一般会計繰入金	557,817	△7,670	550,147
計	557,817	△7,670	550,147

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現年度賦課分	2,126	01 現年度賦課分	2,126

1 一般会計繰入金	△7,670	01 一般会計繰入金	△7,670
-----------	--------	------------	--------

3 歳 出

1 款 総務費 390千円

1 項 下水道総務費 390千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 39,653	千円 390	千円 40,043	千円	千円	千円 390 使用料及び 手数料 390	千円
計	173,361	390	173,751	0	0	390	0

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	千円 390	千円 004 受益者負担金等賦課徴収事業 390 08 報償費 390 30 納期前納付報奨金 390

2 款 事業費 0千円

1 項 下水道建設費 0千円

1 下水道建設費	990,896	0	990,896			2,126 分担金及び 負担金 2,126	△2,126
計	990,896	0	990,896	0	0	2,126	△2,126

		財源更正
--	--	------

4 款 公債費 △5,934千円

1 項 公債費 △5,934千円

2 利子	188,715	△5,934	182,781			△390 使用料及び 手数料 △390	△5,544
計	605,395	△5,934	599,461	0	0	△390	△5,544

23 償還金利子及び割引料	△5,934	001 下水道債に対する利子 △5,934 23 償還金利子及び割引料 △5,934 04 前年度借入分 △5,934
---------------	--------	---